

補助金等検証シート

No. 24

所属	教育総務課	会計	8 款	3 項	2 目	11 事業	19 負担金補助及び交付金
第5次総合計画施策体系	章	2	節	2	部門	2	部門名
							学校教育

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	全国大会等出場補助金(中学校)								
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	全国小中学校体育大会等出場補助金交付要綱								
(3) 補助金創設年度	平成12 年度	交付区分	団体(固定)						
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>中学校教育の一環として、生徒相互の親睦を深め、技能の向上及び心身ともに健全な青少年の育成を図るために開催される競技大会に出場した生徒の保護者負担の軽減を図るため。</p> <p>当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)</p>								
(5) 平成25年度予算額	2,000 千円	財源	<table border="1"> <tr> <td>国・県補助金</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源()</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>2,000 千円</td> </tr> </table>	国・県補助金	千円	その他特定財源()	千円	一般財源	2,000 千円
国・県補助金	千円								
その他特定財源()	千円								
一般財源	2,000 千円								
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]								
<p>全国大会等の開催場所等により、1,000,000円×1校、200,000円×5校</p>									
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等	<p>[市単による上乘せがある場合は、その内容]</p> <p>[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]</p>							

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	市立中学校	(9) 団体等の構成人数	人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)			
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)			
項 目		積算根拠又は内容	金 額
市が事務局業務を行っている		人 × 6,600 千円 =	0 千円
場所や備品、消耗品等無償貸与している			千円
有料施設等の減免を行っている			千円
有料施設等の使用料の補助を行っている			千円
その他			千円
(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由			

(13) 補助金総合計 (5) + (11)	2,000 千円	(14) 補助金総合計に占める人件費の割合	0.0 %
------------------------	----------	-----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。	○	
補助対象事業・補助対象経費		競技大会に出場した生徒の宿泊費及び交通費
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。		
補助率又は単価設定根拠		補助対象経費の2/3以内 本来補助対象経費は1/2以内ではあるが、子育て世代への支援の充実という面から2/3以内という形で補助をしている。
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	○	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。		競技大会等が開催され続けるため
(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		1校あたり、1年度100万円を限度としているため、該当なし
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	C	明確にはつながっていない
[上記のように評価した理由] 競技大会へ出場した生徒の保護者を対象としているため、「広く市民の福祉向上と利益の増進」にはつながっているわけではない。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	B	ある程度適合している
[上記のように評価した理由] 対象生徒の保護者においては、ある程度の負担軽減が図られることにより、一部の市民ニーズには適合している。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
[上記のように評価した理由] 学校教育の充実に合致している		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	A	大いにある
[上記のように評価した理由] 教育の一環として開催される競技大会に出場する生徒に係る補助であるので、市が関与する妥当性はある。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
[上記のように評価した理由] 中学校が申請し、保護者に交付するため。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	A	達成されていない
[上記のように評価した理由] 競技大会に出場した生徒に対する補助金であるので、創設当初の補助金の目的が時限により達成されるものではない。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B	一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B	一定程度期待できる
[上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)] 保護者の負担が軽減されている		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	保護者負担が増える

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

無	見直し時期	
	見直しの契機	
	見直し内容	[総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。]
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由	保護者負担の軽減を図るため、見直していない。

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--	--

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	保護者負担の軽減、子育て世代の支援という観点から必要であると考えられる。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	716 千円	1,205 千円	1,287 千円	2,065 千円	1,679 千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	716 千円	1,205 千円	1,287 千円	2,065 千円	1,679 千円
交付件数実績	4	6	7	7	3
当該年度交付対象数	4	6	7	7	3
補助金交付・管理事務の人員費	660 千円				
職員従事者数(人・年)	0.1				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額	千円
---------	----

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	1,300 千円	
大和郡山市	450 千円	
天理市	764 千円	
橿原市	5,000 千円	
香芝市	1,300 千円	

全国小中学校体育大会等出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、小中学校教育の一環として児童生徒相互の親睦を深め、技能の向上及び心身ともに健全な青少年の育成を図るために開催される競技大会（以下「競技大会」という。）に出場した児童生徒の保護者の負担の軽減を図るため、当該児童生徒に係る本市の小中学校に対し予算の範囲内において全国小中学校体育大会等出場補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる競技大会に出場した児童生徒の宿泊費及び交通費（当該競技大会の実施要綱に規定されている出場者数を超えて出場した場合にあっては、当該実施要項に規定されている人数分の宿泊費及び交通費）とする。

- (1) 財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会
 - (2) 財団法人近畿中学校体育連盟及び近畿各府県教育委員会が主催する近畿中学校総合体育大会
 - (3) 前2号に規定する競技大会に相当する規模で開催される文化クラブの競技大会で市長が必要と認めるもの
- 2 前項の宿泊費の額は、1人1夜につき生駒市職員の旅費支給条例（平成2年6月生駒市条例第14号）別表第1に規定する一般職の職員の宿泊料の額を限度とする。
- 3 第1項の交通費の額は、生駒市職員の旅費支給条例に規定する一般職の職員の例により算出した小中学校から競技大会の会場の最寄りの駅又は停留所までの往復の交通費の額とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とする。

2 1会計年度に交付される補助金の額は、1校当たり1,000,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする小中学校の校長は、補助金交付申請書に宿泊費及び交通費の算出明細書並びに競技大会の実施要項を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第6条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者は、速やかに請求書により市長に請求しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、事業を完了したときは、速やかに補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 大会出場結果

(2) 宿泊費及び交通費の領収書の写し

(補助金の額の確定)

第8条 市長は前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と定めるときは、補助金の額を確定し、当該実績報告を行った者に通知する。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行し、改正後の全国中学校体育大会等
出場補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。